

官報

号外

平成八年二月十四日

○第三百三十六回 参議院会議録第四号

平成八年二月十四日(水曜日)

午後零時三十一分開議

○議事日程 第四号

平成八年二月十四日

午後零時三十分開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

○本日の会議に付した案件

一、永年在職議員表彰の件

一、日程第一

一、平成七年度の水田宮農活性化助成補助金に
ついで所得税及び法人税の臨時特例に關す
る法律案(衆議院提出)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、永年在職議員表彰の件についてお諮り
いたします。

議員田英夫君は、国会議員として在職すること
二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって同君の永年の功勞
を表彰することといたしたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

同君に対する表彰文を朗読いたします。

〔田英夫君起立〕

議員田英夫君 君は国会議員としてその職にあ

平成八年二月十四日 参議院会議録第四号 永年在職議員表彰の件 国家公務員等の任命に関する件

ること二十五年に及び常に憲政のために力を尽
くされました
参議院は君の永年の功勞に対しここに院議を
もって表彰します
〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 遠藤要君から発言を求めら
れました。発言を許します。遠藤要君。

〔遠藤要君登壇、拍手〕

○遠藤要君 皆様のお許しをちょうだいいたしま
して、私は、本院議員を代表いたしまして、ただ
いま永年在職のゆえをもって表彰されました田英
夫君に對しまして、一言お祝いの言葉を申し上げ
ます。

田英夫君は、昭和四十六年の第九回参議院議員
通常選挙において当選され、自來、今日まで二十
五年の長きにわたり本院議員として御活躍をされ
てきました。

この間、君は、外務委員会、法務委員会、予算
委員会、外交・総合安全保障に関する調査会など
を主な舞台として強力な論陣を張られ、マスコミ
時代より培われたその豊かな見識に對し、立場の
異なる私を含めまして、しばしば敬服させられた
のであります。

また、平成二年に、君は、産業・資源エネル
ギーに関する調査会長に選任をされ、平成四年に
は、日米構造協議や地球環境保全対策などの國際
的な観点を踏まえた五項目にわたる提言を取りま
とめられ、参議院の調査会の存在意義を各方面に

知らしめたのであります。

一方、党にあっては、日本社会党國際局長を務
められ、その後、昭和五十三年に社会民主連合の
結成に参画、その代表を務められるなど幅広い御
活躍をされ、我が国民民主政治の発展のため多大な
貢献をされたのであります。

ここに、我々議員一同は、君の二十五年間にわ
たる御功績に對しまして深甚なる敬意を表すると
ともに、本日、はえある表彰を受けられましたこ
とに對し心から祝意を表する次第であります。

今日の我が国内外をめぐる情勢はまことに厳し
いものがあります。それだけに、国会の果たすべ
き責務も重く、大きなものがあります。とりわ
け、参議院の独自の發揮がまさに求められてい
るところであります。

どうか、田君におかれましては、この上とも御
健康に御留意され、今後とも参議院の權威高揚と
我が國議會制民主主義の発展のため、なお一層の
御尽力を賜りますように切にお願い申し上げます
て、簡単ではございますが、お祝いの言葉といた
します。〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 田英夫君から発言を求めら
れました。発言を許します。田英夫君。

〔田英夫君登壇、拍手〕

○田英夫君 お許しをいただきまして、一言お礼
の言葉を申し上げます。

ただいまは、私の永年在職に對し、議長から院
議による表彰を賜り、さらに遠藤要先生から身に
余るお言葉をいただき、感激のきわみでありま
す。厚く御礼を申し上げます。

私が今日このような榮譽に浴しましたのは、ひ
とえに先輩、同僚議員の皆さんの御指導、御支援
のたまものであり、また、全国の多くの有権者の
方々の御支援のおかげであります。この場をおか
りいたしまして深く感謝いたします。

私が初めて国会に参りました昭和四十六年、一
九七一年は、折から沖縄返還問題が政治の大きな
焦点になっていたときでした。間もなく、いわゆ

る沖縄国会が開かれました。「核抜き本土並み」が
その中心課題でした。その沖縄の米軍基地問題が
現在もなお政治の大きな宿題となつて残っている
ことに胸が痛みます。

私は、その後も主として外務委員会などで國際
問題に取り組んでまいりましたが、この間、世界
はまさに激動の時期でありました。日中国交正常
化から始まった日中兩國の問題、朝鮮半島をめぐ
る問題、日米間の安全保障問題や経済摩擦等々、
そして核廃絶を中心とする平和の問題、さらにベ
ルリンの壁の消滅に象徴される冷戦構造の崩壊
と、本当に息をつく暇もない激動する二十五年で
ありました。

世界は今後も激しく揺れ動くことでしょう。あ
と五年で二十一世紀を迎えます。私は、今後とも
皆さんとともに、日本が正しい進路を誤りなく進
むよう、命ある限り平和を守り抜くために努力を
することを誓ひいたしまして、お礼の言葉とい
たします。
ありがとうございました。〔拍手〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 国家公務員等の
任命に関する件
内閣から、
社会保険審査会委員長に大和田潔君を、同委員
に佐々木喜之君を、
また、中央社会保険医療協議会委員に井原哲夫
君及び森島昭夫君を
任命することについて、それぞれ本院の同意を求
めてまいりました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに
賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よつて、いずれも同意することに決しました。

議長の報告事項

去る一月二十五日議長は、一月二十二日のレニ・フィッシャー欧州評議会議長就任に際し、同議長宛祝電を發送した。

同日議長は、一月二十三日のエゴール・セミョーノヴィチ・ストロエフ・ロシア連邦連邦院議長就任に際し、同議長宛祝電を發送した。

去る一月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

村沢 牧君

補欠 満治君

商工委員

村沢 牧君

補欠 満治君

予算委員

峰崎 直樹君

補欠 大脇 雅子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

朝日 俊弘君

補欠

選挙制度に関する特別委員

辞任

朝日 俊弘君

補欠

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

谷本 義君

補欠

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

鈴木 貞敏君

補欠

行財政機構及び行政監察に関する調査会委員

辞任

鈴木 貞敏君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 大河原太 郎君

(前田勲男君の補欠)

理事 清水 達雄君

(西田吉宏君の補欠)

理事 塩崎 恭久君

(上野公成君の補欠)

同日政治倫理審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 千葉 景子君

(矢田部理君の補欠)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的

平成八年度総予算の審査に資するため

一、派遣委員

第一班

井上 裕

清水 達雄

白浜 一良

谷川 秀善

大脇 雅子

大河原太 郎

田村 秀昭

第二班

有働 正治

阿部 正俊

服部三男雄

真鍋 賢一

荒木 清寛

大淵 絹子

島袋 宗康

一、派遣地

第一班

三重県

京都府

大阪府

第二班

愛媛県

香川県

一、期間

両班とも一月三十一日から二月二日まで三日間

一、費用

概算一、五一八、七二〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成八年一月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員坪井

一字君、同野間君の辞任を許可し、その補欠と

して次の者を選挙した旨本院事務総長から裁判官

弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知し

た。

第一順位

大島 慶久君

第三順位

佐藤 静雄君

同日本院は、裁判官訴追委員下稲葉耕吉君の辞任

を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本

院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議

院事務総長に通知した。

松浦 孝治君

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した

旨内閣に通知した。

参議院議員 松浦 功君

同日本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員

に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 青木 薪次君

同日本院は、国会等移転調査委員会に次の者を指

名した旨内閣に通知した。

参議院議員 木宮 和彦君

同日本院は、国家公安委員会委員に那須翔君を任

命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本

院議員を推薦する旨内閣に通知した。

(首都圏整備特別委員会)

志村 哲良君

(東北地方開発特別委員会)

角田 義一君

(九州地方開発特別委員会)

守住 有信君

(四国地方開発特別委員会)

橋本 敦君

(北陸地方開発特別委員会)

石川 弘君

(中国地方開発特別委員会)

淵上 貞雄君

同日議長は、社会保険制度審議会委員に次の本院

議員を推薦する旨内閣に通知した。

川崎 幸子君 (清水澄子君の後任)

同日内閣から、国家行政組織法第二十二條第一項

の規定に基づき平成七年九月二十九日から平成八

年一月三十一日までの間における行政組織の新設

改廃状況報告書を受領した。

去る一月二十九日議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

村沢 牧君

補欠 満治君

商工委員

村沢 牧君

補欠 満治君

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省中南米

局長佐藤俊一君の第百三十六回国会政府委員を免

じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の

者を、第百三十八回国会政府委員に任命すること

を承認した。

外務省中南米局長事務代理 堀村 隆彦君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中南米局長事務代理堀村隆彦君(同日議長承認)を、第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る一月三十日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第六号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百三十二回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成七年団体規制状況の年次報告を受領した。

去る二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員

辞任 補欠

三重野栄子君 上山 和人君

同日内閣から次の議案が提出された。

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案(閣法第一四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

案閣法第九号) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

女性政策に関する質問主意書末広真樹子君提出)

住宅金融公庫貸付条件に関する質問主意書(猪熊重二君提出)

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく平成八年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省アジア局長加藤良三君の第百三十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することを受領した。

外務省アジア局長事務代理 大島 賢三君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長事務代理大島賢三君(同日議長承認)を、第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る五日岐阜県選出議員大野明君が逝去された。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員 辞任 補欠

島袋 宗康君 西川 潔君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員

辞任 補欠

上山 和人君 三重野栄子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

補欠 上杉 光弘君

同日内閣から次の議案が提出された。

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することを受領した。

外務省アジア局長 加藤 良三君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長加藤良三君(同日議長承認)を、第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

大脇 雅子君 峰崎 直樹君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

通信委員会

理事 吉村剛太郎君(岡利定君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

去る七日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

岡部 三郎君 岡野 裕君

高木 正明君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活・経済に関する調査会

理事 上山 和人君 (菅野壽君の補欠)

行財政機構及び行政監察に関する調査会

理事 矢野 哲朗君 (上野公成君の補欠)

理事 伊藤 基隆君 (大脇雅子君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

農畜産業振興事業団法案(閣法第二四号)

公営住宅法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

女性政策に関する質問主意書(末広真樹子君提出)

住宅金融公庫貸付条件に関する質問主意書(猪熊重二君提出)

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

岡部 三郎君

建設委員

補欠

岡部 三郎君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政機構及び行政監察に関する調査会委員

辞任

筆坂 秀世君

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 自衛隊の現状、経済協力及び国際研究交流等に関する実情調査

一、派遣委員

林田悠紀夫

笠原 潤一

松前 達郎

木宮 和彦

林 芳正

木庭健太郎

永野 茂門

田村 公平

一、派遣地 愛知県 石川県

一、期間 二月十九日から同月二十一日まで三日間

一、費用 概算一、一九〇、八九〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

平成八年二月七日

国際問題に関する調査会長 林田悠紀夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

委員派遣承認要求書

一、目的 産業動向、雇用動向、社会資本整備等に関する実情調査

一、派遣委員

鶴岡 洋

清水嘉与子

片上 公人

藤濤 弘

水野 誠一

一、派遣地 宮崎県 大分県

一、期間 二月十九日から同月二十一日まで三日間

一、費用 概算一、〇〇三、一八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

平成八年二月七日

国民生活・経済に関する調査会長 鶴岡 洋

参議院議長 斎藤 十朗殿

去る九日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辞任

寺崎 昭久君

洲上 貞雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

科学技術振興事業団法案(閣法第三二号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案(閣法第三六号)

らい予防法の廃止に関する法律案(閣法第三七号)

平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第三八号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

運輸委員

一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その

交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成七年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第二十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からの交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(参照)
一月二十九日議長において、左のとおり議席を変更した。

一七七	今井 澄君
二一八	峰崎 直樹君
二二二	栗科 満治君
二三八	角田 義一君
二三九	上山 和人君
二四〇	川橋 幸子君
二四一	三重野栄子君

第百三十八回国会参議院会議録第三号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

一八 三 終わり 真剣 慎重

明治三十五年二月一日
郵便物認可

発行所	〒〇五 東京港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号 部
配送料別	(税) 別 送 〇 料 〇 別 〇